

平成21年 9月17日初版制定
平成22年 8月 3日改定1版
平成25年 6月13日改定2版
平成26年10月23日改定3版

厚生労働省救急医療対策事業 ドクターヘリ導入促進事業

道北ドクターヘリ運航要領

〔事業実施主体・基地病院〕

日本赤十字社

旭川赤十字病院

目 次

1 目 的.....	4
2 定 義.....	4
(1) ドクターヘリ.....	4
(2) 基地病院.....	4
(3) 出動区分.....	4
3 医療機関及び行政機関等との協力関係の確保.....	4
4 救急現場出動及び緊急外来搬送.....	4
(1) 出動要請.....	4
① 要請者.....	4
② 要請判定基準.....	5
③ 要請の連絡方法.....	5
④ 要請の取消し.....	5
(2) 出 動.....	5
① 出動指令.....	5
② 離 陸.....	5
③ 傷病者状況確認と離着陸場の選定.....	5
④ 安全確保の責任.....	5
(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関.....	5
① 搬送先医療機関の選定.....	5
② 搬送先医療機関への傷病者搬送通報及び傷病者搬入手段の確立.....	5
③ 家族及び付添者の同乗.....	6
(4) 操縦士権限.....	6
(5) 搭乗医療スタッフ.....	6
5 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航.....	6
(1) 自ら入手した情報等による出動.....	6
(2) 依頼又は通報の主体との連携.....	6
(3) 離着場所が満たすべき要件及び離着陸条件.....	6
(4) 離着陸場所を実施する安全確保のための確認等.....	6
(5) その他離着陸のための安全確保.....	6

6	施設間搬送.....	7
	(1) 出動要請.....	7
	① 要請者.....	7
	② 要請判定基準.....	7
	(2) 出 動.....	7
	(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関.....	7
	① 搬送先医療機関の選定.....	7
	② 搬送先医療機関に対する傷病者搬送通報.....	7
	③ 家族及び付添者の同乗.....	7
	(4) 操縦士権限.....	7
	(5) 搭乗医療スタッフ.....	7
7	出動時間等.....	7
8	気象条件等.....	7
9	ヘリコプター.....	8
10	運航にかかる施設等.....	8
11	常備搭載医療機器.....	8
12	機内の衛生管理.....	8
13	基地病院の体制づくり.....	8
14	ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱い.....	8
	(1) ドクターヘリ事業運営費.....	8
	(2) 傷病者負担.....	8
15	ドクターヘリ運航調整委員会の設置.....	9
16	ドクターヘリ運航時に生じた問題の対処.....	9
17	ドクターヘリ運航時に発生した事故等への補償.....	9
18	ドクターヘリ出動医師の責任.....	9
19	災害派遣.....	9

(1) 災害派遣の検討	9
(2) 災害派遣の決定	9
(3) 運航スタッフの派遣協議	9
(4) DMAT 事務局への報告	9
(5) 災害時の指揮及び DMAT 等との関係	10
(6) 災害時の任務	10
(7) 搭乗する医師及び看護師	10
(8) 費用等	10
20 北海道との協議	10
21 附 則	10
別紙1 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン	11
別紙2 「ドクターヘリ要請基準」	13
別 表 運航圏の消防機関	14

1 目的

この要領は、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」に規定する「ドクターヘリ導入促進事業」の実施主体である旭川赤十字病院が、事業を円滑で効果的に推進するために必要な事項を定める。

2 定義

(1) ドクターヘリ

ドクターヘリとは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターのことをいう。

(2) 基地病院

基地病院とは、救命救急センターであり、ドクターヘリ事業の実施主体である旭川赤十字病院（所在地：旭川市曙1条1丁目 開設者：日本赤十字社）をいう。

(3) 出動区分

ドクターヘリは交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から治療を開始するとともに、救急搬送時間の短縮を図ることを主目的とし、これを救急現場出動という。

また、出動要請後、ドクターヘリ到着まで一時的に直近の医療機関（以下、「現場医療機関」という。）に搬送された傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動を緊急外来搬送という。

ただし、救急現場出動及び緊急外来搬送を妨げない場合は、医療機関に搬入され初期治療が行われている傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動及び既に入院している傷病者を他の医療機関に転院させるための出動を行うことができるものとし、これを施設間搬送という。

3 医療機関及び行政機関等との協力関係の確保

事業実施主体は、傷病者の救命を最優先し、旭川医科大学病院（協力基幹病院）を始めとする医療機関及び消防機関を含む行政機関等の協力を得て、ドクターヘリの安全で円滑な運航に努めるものとする。

なお、ドクターヘリの効果的な運航を図るため、他のヘリコプター運航機関との連携に努めるものとする。

4 救急現場出動及び緊急外来搬送

(1) 出動要請

① 要請者

救急現場等への出動要請は、ドクターヘリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な距離を考慮し、道北圏（上川管内・留萌管内・宗谷管内）及び空知管内の一部とオホーツク管内の一部に所在する消防機関（別表）が要請することとする。ただし、他の消防機関からの要請であっても基地病院が運航可能と判断した場合は、この限りではない。

なお、海難事故の場合は海上保安庁も要請することができるものとし、その場合、海上保安庁は速やかに事故発生現場を管轄する消防機関等にその旨連絡する。

② 要請判定基準

119番通報受報した消防機関又は現場に出動した救急隊が救急現場で「別紙1」又は、「別紙2」を参考として、医師による早期治療を要する症例と判断した場合。

③ 要請の連絡方法

基地病院のドクターヘリ通信センター（以下、「通信センター」という。）に設置されている「ドクターヘリ要請ホットライン」へ、傷病者情報、ドクターヘリ離着陸場所、安全確保等必要な情報を通報するものとする。

④ 要請の取消し

現場に出動した救急隊が救急現場へ到着後、傷病者の状況が判明し、救急現場への医師派遣を必要としないと判断された場合、又は、現場医療機関の医師の判断により、ドクターヘリを必要としないと判断された場合には、消防機関は要請を取り消すことができるものとする。

(2) 出 動

① 出動指令

要請を受けた通信センターは、直ちに運航スタッフ（操縦士、整備士及び医療スタッフ）に出動指示を出すものとする。

ただし、要請を受けた時点でドクターヘリが他事案への出動中及び出動不能の場合には、直ちにその旨を要請消防機関に伝えるものとする。

② 離 陸

通信センターは、操縦士に対し目的地の気象状況等を伝えるとともに、医療スタッフに対し傷病者情報等を伝える。

運航スタッフは救急現場出動に必要な情報を把握し、要請から概ね5分以内に基地病院を離陸するものとする。

③ 傷病者状況確認と離着陸場の選定

通信センターは、要請消防機関より傷病者情報を収集し、医療スタッフに伝達するとともに、要請消防機関と協議の上、離着陸場の選定を行い、操縦士及び整備士に伝達する。

④ 安全確保の責任

ドクターヘリの運航上の安全については、事業実施主体により委託されている運航会社が責任を負うものとする。また、離着陸場の安全確保については、要請消防機関や離着陸場の管理者等の協力を得るものとする。

なお、離着陸場の選定は、航空法及び運航会社の定める運航規程によるものとし、関係機関と協議の上、決定するものとする。

(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関

① 搬送先医療機関の選定

ドクターヘリ出動医師又は現場医療機関の医師の医学的判断を基に、傷病者又は家族の希望を考慮の上、選定することとする。

② 搬送先医療機関への傷病者搬送通報及び傷病者搬入手段の確立

通信センターは要請消防機関及びドクターヘリ出動医師等と連携して、搬送先医療機関へ傷病者の搬送通報を行うものとし、その搬送手段及び離着陸場の安全確保は、関係機関と協議の上、確立するものとする。

また、通信センターは、搬送先医療機関へ傷病者情報等の必要事項及びドクターヘリ到着時刻等について連絡を行うものとする。

③ 家族及び付添者の同乗

家族及び付添者の同乗については、原則1名とするが、ドクターヘリ出動医師の判断により状況によっては搭乗させないことができる。

ただし、家族及び付添者の同乗ができない場合には、傷病者に必要とされる治療行為について、家族及び付添者の承諾を得られるよう努力しなければならない。

(4) 操縦士権限

救急現場出動及び搬送先医療機関収容のいずれの場合でも、離着陸場の安全が確認できる場合には、操縦士の判断で離着陸できるものとする。また、救急現場及び搬送先医療機関への飛行中において気象条件又は機体条件等から操縦士の判断により飛行中止及び目的地の変更ができるものとする。

(5) 搭乗医療スタッフ

救急現場出動に搭乗する医療スタッフは、医師1名及び看護師又は医師のいずれか1名の計2名とする。

5. 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航（航空法施行規則第176条の改正（平成25年11月29日施行）に伴う規定）

(1) 自ら入手した情報等による出動

消防機関等の依頼又は通報に基づかないドクターヘリの出動は、厚生労働省、地方公共団体、高速道路会社等からの情報又は自ら入手した情報によって、基地病院の長がドクターヘリの出動を必要と判断したときに限って行うものとする。

(2) 依頼又は通報の主体との連携

上記(1)の規定による出動する場合には、基地病院及び運航会社は、依頼又は通報の主体と連携を図りながら活動するものとする。

また、運航に際して、基地病院と依頼又は通報の主体は継続的に連絡が取れる体制を保持しなければならない。

(3) 離着陸場所が満たすべき要件及び離着陸条件

離着陸場所の要件は、航空関係法令等に定める基準に適合するものでなければならないものとし、基地病院は、発災地域を管轄する消防機関との調整を図り、当該消防機関等の判断を仰ぐとともに、同消防機関等からドクターヘリの要請依頼又は通報を受け、航空法施行規則第176条の規定によるものでなければならない。

(4) 離着陸場所を実施する安全確保のための確認等

本要領で定める消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航については、基地病院を離陸し救急現場までの出動を許可するものであり、離着陸場所を実施する安全確保のための確認等については、航空法等関係法令の定めにより、消防機関又は海上保安庁、操縦士が行うものとする。

(5) その他離着陸のための安全確保

消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航を行った場合、基地病院は運航調整委員会にその旨を報告し、安全性等について検証を受けなければならない。

6 施設間搬送

施設間搬送については、搬送元医療機関が基地病院及び搬送先医療機関と事前に調整を図ることを原則とする。

(1) 出動要請

① 要請者

搬送元又は搬送先医療機関に国土交通大臣の許可を得た飛行場外離着陸場設置の有無に関わらず、搬送元医療機関を管轄する消防機関が行うこととする。但し、運航圏外への搬送については、この限りではない。

② 要請判定基準

医師が医学的な判断から高次医療機関又は専門医療機関へ医学的な管理を継続しながら、迅速に搬送する必要があると認めた場合。

(2) 出 動

4－(2)に準ずるものとする。

(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関

① 搬送先医療機関の選定

要請する医療機関の医師が、医学的判断を基にドクターヘリ出動医師と協議し、傷病者又は家族の希望を考慮の上、選定することとする。

② 搬送先医療機関に対する傷病者搬送通報

4－(3)－②に準ずる。

③ 家族及び付添者の同乗

4－(3)－③に準ずる。

(4) 操縦士権限

4－(4)に準ずる。

(5) 搭乗医療スタッフ

4－(5)に準ずる。

7 出動時間等

ドクターヘリ出動時間は、原則として以下の区分のとおりとする。ただし、運航終了時間を日没とすることから出動時間を基地病院の判断により夫々の区分に定める運航終了時間前とすることができる。

① 4月1日から4月30日までの期間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

② 5月1日から8月31日までの期間は、午前8時45分から午後6時までとする。

③ 9月1日から9月30日までの期間は、午前8時45分から午後5時までとする。

④ 10月1日から10月31日までの期間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。

⑤ 11月1日から1月31日までの期間は、午前8時45分から午後4時までとする。

⑥ 2月1日から2月29日までの期間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。

⑦ 3月1日から3月31日までの期間は、午前8時45分から午後5時00分までとする。

8 気象条件等

気象条件等による飛行判断は、ドクターヘリ操縦士が行う。

なお、出動途中で天候不良となった場合には、4－(4)によるものとする。

9 ヘリコプター

ドクターヘリに供するヘリコプターの運航委託は、「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針について」（平成13年9月6日付け指第44号、厚生労働省発出）によるものとし、併せて（社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会による「運航会社及び飛行従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」を基本とする。

10 運航にかかる施設等

①格納庫

天候並びに機体整備によりヘリコプターを格納する必要がある場合は、国立大学法人旭川医科大学（所在地：旭川市緑ヶ丘東2条1丁目）の敷地内の格納庫へ格納するものとする。

②通信センター

ドクターヘリの飛行に係る調整・管理及び医療情報の収集・伝達などを行うため、通信センターを基地病院に設置し、安全かつ効率良く出動が遂行できるよう地上から支援するものとする。

③搭乗医師、看護師及び操縦士、整備士の待機室

待機は基地病院内に設置された待機室で行うものとする。ただし、上記①の理由により格納庫からの離発着を伴う場合は、この限りでない。

11 常備搭載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに、救急蘇生に必要な薬品及び資機材を収納したドクターズバック、医療用ガスアウトレット、吸引器、心電図モニター、動脈血酸素飽和度モニター、人工呼吸器、除細動器、自動血圧計等をドクターヘリ運航時、機体に搭載するものとする。ただし必要時には機外に持ち出せるようになっていなければならない。

12 機内の衛生管理

ドクターヘリ機内の衛生管理については、基地病院が定める衛生管理マニュアルに基づき、基地病院が操縦士及び整備士の協力を得て行うものとする。

13 基地病院の体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離着陸場の確認や運航に必要な資料の収集の他、出動事例の事後評価に努めるものとする。この場合、関係機関等との間で個人情報の保護に十分努めるものとする。

また、傷病者の受入に必要な空床ベットを確保するものとする。

14 ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱い

ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱いについては、当面の間、次のとおりとする。ただし、健康保険法の改正等により変更する場合がある。

(1) ドクターヘリ事業運営費

ドクターヘリ事業運営費は、厚生労働省の定めるところによる。

(2) 傷病者負担

ドクターヘリの出動及び搬送に係る傷病者負担は、無料とする。

ただし、救急現場での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき傷病者本人又は家族の負担とする。

15 ドクターヘリ運航調整委員会の設置

事業実施主体は、ドクターヘリを円滑に運航するため、消防機関、医療機関、行政機関等の理解協力を得て、ドクターヘリ運航調整委員会を設置する。

ドクターヘリ運航調整委員会の運営については、「道北ドクターヘリ運航調整委員会運営要領」に定めるものとする。

16 ドクターヘリ運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として基地病院及びヘリコプター運航会社とともに協力して対応するものとする（連絡先：0166-22-8111（内線1118外来業務課）。この場合において基地病院、ヘリコプター運航会社は、問題の解決に向け迅速に対応しなければならない。

17 ドクターヘリ運航時に発生した事故等への補償

ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して、ヘリコプター運航会社とその補償を行うものとする。また、ヘリコプター運航会社は、事故等に備えて、十分な補償ができるように損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

18 ドクターヘリ出動医師の責任

ドクターヘリ出動医師は、出動した救急隊及び搬送元医療機関の医師から傷病者の引き継ぎを受け、搬送先医療機関の医師へ引き継ぐまでの間の医学的な責任を負うものとする。

19 災害派遣

（1）災害派遣への検討

基地病院の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

- ① 北海道知事からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。
- ② 厚生労働省 DMAT 事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。
- ③ 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき。

（2）災害派遣の決定

上記（1）規定による派遣要請を受けた基地病院の長は、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、上記（1）の①～③の区分毎に、要請への対応の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。

（3）運航スタッフの派遣協議

運航の決定を行った基地病院の長は、知事等との協議により被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者など（以下「運航会社の従業員」とする。）を、委託運航会社と協議し、被災地域に派遣することができる。

（4）DMAT 事務局への報告

基地病院の長は、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省 DMAT 事務局に報告するものとする。

(5) 災害時の指揮及びDMAT等との関係

ドクターヘリが上記(2)に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、次の各項の定めに基づき関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

- ① ドクターヘリは、上記の規定に関わらず、知事等の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- ② ①の場合において、被災地におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- ③ 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

(6) 災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- ① 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動。
- ② 患者の後方病院への搬送。
- ③ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの。

(7) 搭乗する医師及び看護師

基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

(8) 費用等

基地病院は、上記(2)及び(3)の規定による検討又は協議の結果に基づく派遣に係る費用等については、知事並びにドクターヘリ運航会社との協議に基づき、ドクターヘリ運航会社に対し必要と認められる額を支弁するものとする。

なお、災害救助法の適用となる災害において、当該は県がDMATと一体となった活動である場合は、知事が基地病院に対し必要と認められる額を支弁するものとする。

20 北海道との協議

事業実施主体は、本事業を円滑に推進するため、北海道の指導・助言に従い、必要な措置を講じるものとする。

また、本事業を通じて北海道の航空医療体制の充実に向け、協力するものとする。

21 附 則

この要領は、平成21年9月17日から適用する。

この要領は、平成22年8月3日一部改正し施行する。

この要領は、平成25年6月13日一部改正し施行する。

この要領は、平成26年10月23日一部改正し施行する。

別紙1 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン

(平成12年2月7日付け総務省消防庁救急救助課長発出・消防救第21号より)

第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の1.～3.のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせることとする。

1 事故等の目撃者等から(1)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、(2)に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

(1) 症例等

① 自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- へ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

② オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

③ 転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

④ 窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

⑤ 列車衝突事故

⑥ 航空機墜落事故

⑦ 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

⑧ 重症が疑われる中毒事件

⑨ バイタルサイン

- イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかたれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

⑩ 外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2カ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)
- ホ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)

へ 意識障害を伴う外傷

⑪ 疾病

イ けいれん発作

ロ 不穏状態（酔っばらいのように暴れる状態）

ハ 新たな四肢麻痺の出現

ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

(2) 地理的条件

① 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲(救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。)内であること

② ①には該当しないが、諸般の事情(地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等)により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3 現場の救急隊員から要請がある場合

第二 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関は、第一の1～3のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊（消防・防災ヘリコプター保有機関）に消防・防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

別紙2 「ドクターヘリ要請基準」

- 1 出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
- 2 意識消失（疼痛刺激でも覚醒しない）
- 3 ショック（血圧低下、脈拍上昇）
- 4 心臓、肺の激痛（胸痛）
- 5 痙攣
- 6 事故で閉じ込められ救出を要するような場合、高所からの墜落
- 7 はっきり重症とわかる患者、又は負傷者が2名以上いる場合
例）損傷により体腔が開放になっている。（頭蓋骨、胸腔、腹腔）、大腿骨骨折、骨盤骨折、脊椎骨折、胸部の骨折、開放骨折すべて、銃創、刺創、殴打など
- 8 重症出血（創部、消化管、生殖器）
- 9 中毒
- 10 熱傷
- 11 電撃症、落雷
- 12 溺水
- 13 歩行者が車等により時速35km以上の速度でぶつけられた場合、又は3m以上にはねられた場合
- 14 その他生命に関わると疑う理由があるとき

（注）本要請基準による消防機関の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターヘリが帰投する場合があっても、要請した消防機関に対し何ら責任を求めるものではない。本格的治療の開始時間を短縮する目的のため、少しでも条件を満たすと思われる場合には出動要請が行われることが必要である。

別表 運航圏の消防機関

消 防 本 部		行政区域	住 所	電 話
1	利尻礼文消防事務組合消防本部	利 尻 町 利 尻 富 士 町 礼 文 町	利尻町杓形字泉町 68 番地	01638-4-2119
2	稚内地区消防事務組合消防本部	稚 内 市 豊 富 町 猿 払 村	稚内市港 5 丁目 1 番 37 号	0162-23-2176
3	南宗谷消防組合消防本部	枝 幸 町 浜 頓 別 町 中 頓 別 町	枝幸町本町 705 番地 10	01636-2-1119
4	紋別地区消防組合消防本部	紋 別 市 滝 上 町 興 部 町 雄 武 町 西 興 部 村	紋別市幸町 2 丁目 1 番 18 号	0158-23-0119
5	遠軽地区広域組合消防本部	遠 軽 町 湧 別 町 佐 呂 間 町	遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地	0158-42-2050
6	上川北部消防事務組合消防本部	名 寄 市 下 川 町 美 深 町 中 川 町 音 威 子 府 村	名寄市西 4 条北 3 丁目	01654-3-9293
7	士別地方消防事務組合消防本部	士 別 市 和 寒 町 剣 淵 町	士別市東 6 条 4 丁目 1	0165-23-2619
8	大雪消防組合消防本部	美 瑛 町 東 川 町 東 神 楽 町 愛 別 町 比 布 町 当 麻 町	美瑛町本町 4 丁目 5 番 20 号	0166-92-2029
9	富良野広域連合消防本部	富 良 野 市 上 富 良 野 町 中 富 良 野 町 南 富 良 野 町 占 冠 村	上富良野町大町 2 丁目 2 番 46 号	0167-45-1119
10	北留萌消防組合消防本部	羽 幌 町 苫 前 町 遠 別 町 天 塩 町 幌 延 町 初 山 別 村	羽幌町南 5 条 4 丁目	0164-62-1246

消 防 本 部		行政区域	住 所	電 話
11	深川地区消防組合消防本部	深 川 市 妹 背 牛 町 秩 父 別 町 北 竜 町 沼 田 町 幌 加 内 町	深川市8条10-20	0164-22-2814
12	旭川市消防本部	旭 川 市 上 川 町 鷹 栖 町	旭川市7条10丁目 (指令課) 旭川市東光27条8丁目	0166-33-9961
13	留萌消防組合消防本部	留 萌 市 小 平 町	留萌市高砂町3丁目6番11号	0164-42-2211
14	増毛町消防本部	増 毛 町	増毛町弁天町3丁目	0164-53-2175
15	滝川地区広域消防事務組合	芦 別 市	芦別市北1条東3丁目	0124-22-3106